

芦北町災害時協力事業所登録制度のご案内

- ◆災害時は、消防団や自主防災組織、自治会、地域住民などが支え合って活動することが重要です。令和2年7月豪雨時は、地域の事業所の自発的な活動により、多くの住民の方が助けられました。
- ◆災害等が発生した際又は発生するおそれがある場合、事業所等が保有する設備、資機材などは、地域の重要な防災力となります。

事業所の
皆様へ

災害時協力事業所として登録いただき、
災害時の支援にご協力をお願いします！

《ご協力いただきたい事項》

- ①一時避難場所等の提供
- ②資機材等の提供
- ③飲料水等の物資の提供
- ④初期消火、救出救護、障害物除去等労務の提供 など

《ご協力いただける場合》

災害時等に**事業所自らの判断で、本来の業務に支障のない範囲で**左記の事項を行ってください。

募集！

《経費の負担》

経費については、事業所の負担でお願いします。

《活動の報告》

ご協力いただいた場合は、町までご報告ください。



- ◎登録されましたら、町ホームページ、広報紙等で周知します。
- ◎また、登録証を事業所施設に掲示してください。

詳しくは、下記までお問合せください。

【お問合せ】 芦北町役場総務課危機管理防災室 82-2511